

死刑執行に関する会長声明

2025年6月27日、東京拘置所において1名に対して死刑が執行された。石破内閣が発足して以降、初めての執行である。また、2022年7月26日に1名に対して死刑が執行されて以来約2年11か月間執行が行われない状況であった中での執行であり、鈴木馨祐法務大臣が就任した後、初めての執行となる。

1 犯罪により命が奪われた場合、失われた命は二度と戻ってこない。このような犯罪は決して許されるものではなく、犯罪により身内の方を亡くされた遺族の方が厳罰を望むことは、ごく自然なことであり、その心情は十分に理解できる。一方で、死刑は、かけがえない生命を奪い、人間の存在を完全に否定するという不可逆的な刑罰である。また、罪を犯した人の更生と社会復帰の可能性を完全に奪うという取り返しのつかない刑罰であるという問題点を内包している。

2 日本弁護士連合会は、2011年10月7日、第54回人権擁護大会において「罪を犯した人の社会復帰のための施策の確立を求め、死刑廃止についての全社会的議論を呼びかける宣言」を採択し、2016年10月7日、第59回人権擁護大会において「死刑制度の廃止を含む刑罰制度全体の改革を求める宣言」を採択し、その中で、2020年までに死刑制度の廃止を目指すべきであることを明らかにした。

また、日本弁護士連合会は、2019年10月25日、内閣総理大臣、法務大臣、衆議院議長及び参議院議長に対し、「死刑制度の廃止並びにこれに伴う代替刑の導入及び減刑手続制度の創設に関する基本方針」を提出し、すべての法律において死刑に関する規定の削除又は改正をすること、及び、その代替刑として、仮釈放の可能性のない終身刑を新たな最高刑として導入し、死刑制度廃止の時点における死刑確定者及び以後の死刑に相当する犯罪に対して適用する刑とすること等を求め、2022年11月17日、内閣総理大臣、法務大臣、衆議院議長及び参議院議長に対し、「死刑制度の廃止に伴う代替刑の制度設計に関する提言」を提出し、死刑廃止後の行刑制度について具体的に意見を述べたところである。

さらに、日本弁護士連合会は、2024年6月24日及び同年12月25日、法務大臣に対し、「死刑制度を廃止する立法措置を講じ、死刑制度が廃止されるまでの間、全ての死刑の執行を停止すること」を要請した。

当会においても、これまで死刑執行に対し、会長声明を発している。当会としては、以上の要請に対して何らの配慮もせずなされた死刑執行を到底容認できない。

3 国際社会においては、死刑廃止が趨勢となっている。最近では、死刑廃止国が世界のうちの3分の2以上となっている。日本政府は、国連関係機関からも、死刑の執行を停止し、

死刑制度の廃止に向けた措置をとるよう繰り返し勧告を受けている。

- 4 わが国では死刑事件について5件（いわゆる免田事件、財田川事件、松山事件、島田事件、袴田事件）の再審無罪判決が確定している。また、死刑事件ではないが、当会所在の水戸地裁管内においても、布川事件の再審で無罪判決が出されている。加えて、2024年10月23日、名古屋高等裁判所金沢支部は、福井女子中学生殺人事件について再審開始決定した。同支部は、2025年3月6日、再審第1回公判期日を開いて結審し、同年7月18日に判決を言い渡す予定であるが、このように、再審無罪が争われる事案は、いまでも存在する。

各再審事件において誤判を生じるに至った制度上及び運用上の問題点について、抜本的な改善は図られておらず、誤った死刑判決に基づく執行の危険性は依然として残されたままである。

- 5 そのうえ、事実認定に問題のない事案であっても、死刑と無期刑との量刑について裁判所間で判断が分かれる事例も相次いでおり、明確な判断基準が存在しているとは言い難い状況である。このような状況で直ちに死刑が執行されることにも重大な問題がある。

裁判員制度の下、市民が死刑判決に関わらざるを得なくなっている一方で、死刑制度そのものの存廃についての公の議論は何ら行われないままである。

- 6 以上のような状況において、死刑を執行する必要性があったのか、更には死刑執行について熟慮を尽したのか、あらためて問われなければならない。

当会は、今回の死刑執行に対し強く抗議する。あわせて法務大臣に対し、死刑制度の廃止についての国民的議論の開始と死刑執行の停止に向けて誠実な対応をするよう、重ねて求めるものである。

2025年（令和7年）6月30日

茨城県弁護士会

会 長 遠 藤 俊 弘